

# 家計にやさしいお薬を 使ってみませんか？



**Point 1** 同じ効き目なら、薬代は安いほうがいいですね♪

## ジェネリック医薬品はこんなにおトクです

<b>高血圧症</b> <small>(代表的な薬を1日1錠 1年間服用した場合)</small>	先発医薬品	ジェネリック医薬品	●● 8,760円～14,240円 おトク!
	15,330円	安いタイプ 1,090円 高いタイプ 6,570円	

<b>脂質異常症</b> <small>(代表的な薬を1日1錠 1年間服用した場合)</small>	先発医薬品	ジェネリック医薬品	●● 4,380円～8,760円 おトク!
	10,950円	安いタイプ 2,190円 高いタイプ 6,570円	

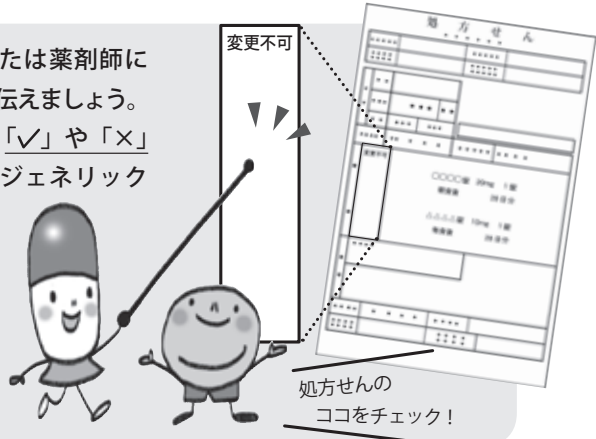
<b>糖尿病</b> <small>(代表的な薬を1日3錠 1年間服用した場合)</small>	先発医薬品	ジェネリック医薬品	●● 5,480円～7,670円 おトク!
	13,140円	安いタイプ 5,470円 高いタイプ 7,660円	

\*上記は3割負担の場合の薬代のみの金額です。このほか、薬の処方に必要な各種費用がかかります。(日本ジェネリック医薬品学会・2013年4月現在)

**Point 2** ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら♪

## 医師または薬剤師に相談してみましよう

- 病院や診療所、保険薬局で、医師または薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えましょう。
- 医師が書く処方せんの変更可欄に、「✓」や「×」の記載と医師の署名がない場合は、ジェネリック医薬品を利用できます(右参照)。
- 「ジェネリックを使ってみたいけれど、ちょっと不安……」という人は、「お試し調剤※」というもらい方で、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができます。



※ **お試し調剤とは**…最初の短期間(1週間分など)だけジェネリック医薬品をもらって服用し、とくに問題がなければ残りの分もジェネリック医薬品をもらうしくみです。もし合わないようなら、他のジェネリック医薬品や先発医薬品に変えることもできます。

**注意!** すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療上の方針により、ジェネリック医薬品を利用できない場合もあります。

病院にかかるとき、意外と出費がかさむのが薬代。そこで、活用したいのがジェネリック医薬品です。先発医薬品と同等の有効性と安全性をもちながら、価格は先発医薬品に比べて2～8割安いというメリットがあります。ジェネリック医薬品を上手に使う、薬代を節約しましょう。

# ジェネリック医薬品が 安いわけ



新薬よりも価格の安いジェネリック医薬品。「安いからには、効き目が劣るに違いない」と決めてかかる人もいますが、低価格の理由は、「効き目・安全性・品質」とはまったく関係のないところにあるのです。

ジェネリックが安いのは、  
開発費用が抑えられるため

新薬の開発には、膨大な費用と時間がかかるため、新薬を開発した製薬会社には約20～25年の特許期間が与えられ、開発コストを含んだ高値で新薬を販売できるようになっています。

特許期間が切れると、他の製薬会社からも同じ有効成分を使った薬を「ジェネリック医薬品」として販売できるようになります。新薬の長年にわたる使用実績から効き目や安全性が実証されており、開発費用が大幅に削減できるため、新薬よりも安く販売することができます。

肝心の「効き目・安全性・品質」は、国の厳しい審査をクリアしていますので、安いからといって効き目が劣ることはありません。

ジェネリックには、  
のみやすく改良されているものも

ジェネリックは、新薬と同一の有効成分を同一量含みますが、異なる添加剤が使われることがあります。この場合、安全性の確認された添加剤のみが使われ、効き目が新薬と同等であるかどうかの審査をクリアしたものが販売されます。体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応が起こることが稀にありますが、これは新薬でも同様に起こり得るものです。実際には、添加剤を変更し、味や形などをのみやすく改良しているジェネリックも多いのです。

新薬もジェネリックも、国の基準（GMP基準）に適合した製造所でのみ製造されていますので、ジェネリックだからといって品質が劣ることはありません！

こんなに違う！ 開発にかかる期間と費用

新薬	期間：約9～17年 費用：約300億円以上
ジェネリック	期間：約3～5年 費用：約1億円

「ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック医薬品 Q&A～」(厚生労働省)より

## 製品名でなく、成分名を記載する「一般名処方」どうして増えているの？

「一般名処方」とは、医師が処方せんに医薬品の「製品名」の代わりに「有効成分名」を記載し、薬剤師が適切な製品を選択するものです\*。

ジェネリックは、1つの有効成分に対して多数の製品があることが多く、医師が製品を指定する従来の方法では、薬局は多くの製品を常備しなければなりません。薬局が製品を選択できる一般名処方が浸透すれば、

薬局の負担が軽減され、ジェネリックの使用につながります。

国ではジェネリック使用促進の一環として、2012年度に一般名処方をした場合の加算を設け、一般名処方の普及を後押ししています。

\* 医師がジェネリックへの変更を認めない場合は、処方せんの「後発医薬品への変更不可」欄に「✓」または「×」が付けられます。

もっと早く知れば...  
次からは  
ジェネリックにするよ！

